

学校図書館に関する施策である。

- ・学校図書館担当標準の達成、学校図書館担当整備費の交付税措置の充実・予算化
- ・小規模校（十二学級未満）への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員の配置
- ・司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進
- ・高校図書館の充実
- ・盲・ろう・養護学校の読書環境の整備
- ・学校図書館支援センターによる学校間、公立図書館との連携・推進
- ・IT化の推進による学校図書館・公立図書館と国際子ども図書館等のネットワーク化の推進

文科省報告の調査・研究を進めるにあたり、1997年の衆議院文教委員会の答弁に「学校図書館職員は、司書教諭を補佐して、図書館の円滑な運営ということで、事務的、技術的な職務に従事している」「図書館サービスの職務として、管内の閲覧・館外貸し出し・資料の利用案内、技術的職務として、資料の発注・資料の購入・廃棄に伴う会計上・経理上あるいは事務上の様々な処理」とあり、この現在の学校図書館担当職員の職務内容に当てはまるあり方を、どう高めた形に提示できるかが大きな課題であった。

文科省報告のポイント

- (1) 学校図書館の目的を実現するために、一層活動を充実させる必要がある。そのために「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを活用していくことが重要である。
- (2) 学校図書館担当に求められる役割として、学校図書館の3つのセンター機能に即して役割を例示し、さらに、図書館資料の管理、管内閲覧、館外貸し出しなどの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められた。
- (3) 学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上施策としては、学校図書館担当職員がこうした役割を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対

する「教育」との両面にわたる知識・技能の習得することが求められるとして、それぞれの知識・技能を示した。

さらに、これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取り組みのみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠であることを指摘した。

○報告1「文科省調査研究者会議に参加して」

横浜市立並木中央小学校校長

堀部尚久 氏

横浜市での教育委員会事務局指導主事としての経験を踏まえ、学校管理職の立場からしても、学校司書の専門性として、子ども達の日々の学びの質を高めることにつながる「教育指導の支援」が報告で位置づけられていることへの期待は大きい。なぜなら、学校という「教育現場」においては、司書という「本や学校図書館にかかわる専門性」と共に、「教育にかかわる専門性」が重要であることが示されているからである。

この文科省報告で示された学校図書館担当職員の標準的な役割や職務、その資質・能力の向上に関する方策を、各学校においての実践により、さらに分析、整理し、より実効的なものにしていくことが大切である。

その視点として、管理職である校長の立場からすると、そのリーダーシップをいかにとり、司書教諭及び学校図書館担当者との連携をどう進めていくかがひとつのカギを握ると考えている。

○報告2「文科省調査研究者会議に参加して」

岡山県津山市立北陵中学校司書

加藤容子 氏

「本を知っている人よりも、子どもとうまくやれる人を学校は求めている」という発言が、研究者会議であった。これまで自分が思い描き目指してきたものと、先の発言などで感じた会議での議論やまとめられた文科省報告とに違和感を覚えた。

その理由のひとつは、学校図書館を利活用するこ

とがあまりにも性急な目的論になっていることに因るかもしれない。学校図書館が育てる力を、今の学校教育の課題としている確かな学力やコミュニケーション能力の育成に関連づけて「高い効果が期待できる」と結ばれていることなどは、学校図書館の働きが矮小化され、変容するように感じる。図書館を活用するということは、子どもと教職員の学びが尊重され、成長や変化を長い目で見守る視座が必要だと考える。

もうひとつは、「報告」では子どもたちや教職員一人ひとりの知る自由を保障する、学校図書館の働きが欠落している感を覚えることである。現在、子どもたちに必要とされる学力として、言語力や探求学習が取り上げられている。それは本来、一人ひとりの持ち味が輝く分野である。心揺さぶられる表現の仕方は個々によって違うし、探求学習は「わかった！そういうことか」と納得できることが次のステップにつながる。

そのためには、自分が知りたいことと理解力のレベルにあった資料や情報を選ぶことが重要である。一人ひとりが必要とする最も適切な資料や情報と出会えるのが、図書館を活用して学習することの意義ではないだろうか。また授業だけでなく、生活全般の資料要求にこたえることが学びを豊かにすると考える。

第8分科会「学校司書の法制化を考える」

○報告1

全国学校図書館協議会理事長
森田盛行 氏

今回の改正は、各教育委員会、教育関係団体、業界、支援団体の最大公約的意見を集約して実現したものであり、その意義は大きい。様々な問題があるが、法改正には2つの意義がある。ひとつの意義は「学校司書」が法文上に記載され、司書教諭との2職種が明記されたことである。もうひとつは、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り」という学校司書の職務が規定に盛り込まれたことである。これにより、学校図書館の運営を学校司書が担当できるようになったことが明記された。

さらに「改善・向上に係る」とは、専門的技術が

ないとできないことであり、専門性を謳っている部分である。「専ら学校図書館の職務に従事する」ともなっており、事務や他の業務との兼務ではない、学校図書館の専任であることが明記された。

また附則において、学校司書の資格や養成の在り方等について検討し、必要な措置を講ずるとしている。すなわち、各自治体における学校司書の配置状況を見て、その結果を踏まえて資格や養成について検討すると読み取れる。現在、約半数の学校に学校司書が配置されているが、改正施行後にどれくらい配置率などが伸びるか、そこがポイントとなるであろう。

今後の取組としては、学校教育全体を俯瞰した議論をもった学校司書制度の確立と学校司書研修制度の整備、司書教諭との緊密な連絡・調整・打ち合わせ・協議などによる連携の構築がある。この改正が活きるかどうかは、司書教諭との連携がとれるかどうかにかかっている。

○報告2

学校図書館問題研究会事務局長
松井正英 氏

学校図書館問題研究会は、先骨子案に対して、以下の5点の実現を訴えた。

- ・必置義務を明記すること
- ・学校司書の1校1名以上の配置を盛り込むこと
- ・司書資格を必要とすること
- ・学校図書館の専門的職務を「掌る」学校司書であること
- ・フルタイムで継続して働けること

今回の改正では、どれも本則に盛り込まれることはなかった。

学校司書に求められる専門性とは、「司書資格を有して図書館とは何かを知っていること」「教育と密接にかかわっていくために、教育課程や教育方法、子どもの発達などについての知識を有していること」である。

その専門性が「子どもたちの知る自由や読む自由を大切にし、多様な資料や情報を的確に提供し」「魅力的な蔵書をつくり、知的好奇心を喚起するさまざまなはたらきをおこない」「教員の教材研究や授業づくりを資料や情報活用の面から支援する」ことにつながり、教育活動支援において、子どもたちの成

長や学習を豊かにすることになる。

この改正を実効あるものにし、学校司書が求められる役割を十分に果たせるようにするためには

- ・学校司書が主体的に学校図書館経営および運営を担えるような、将来的に1職種か2職種かを視野にいれながら、資格・養成の在り方や研修について十分に論議を尽くすこと。
- ・その際、学校図書館現場の意見を反映すること。
- ・学校司書がすべての学校に1校1名以上置かれ、フルタイムで継続的・安定的に働けるような環境の整備をすること。

上記のような取組が必要であると考えている

○報告3

学校図書館を考える全国連絡会代表

水越規容子 氏

全国連絡会としては、全国の学校司書の配置があまりに複雑で多様な状況であることから、改正案をどう受け止めるかの判断がしにくく、意見をまとめる難しさを強く感じた。

また、97年の司書教諭に関する附則の撤廃により、専門的職務を掌るのは司書教諭であるとの規定が存在し、今回の改正に盛り込むべき学校司書の専門性を各機関に訴えきれなかったことが大きな課題だった。

○報告4

岡山県岡山市立高島小学校司書

後藤敏恵 氏

法改正によって、全国に学校司書が新たに増える可能性が生まれたとも言えるが、非正規・短時間勤務・複数校兼務となる配置も大いに危惧されるところだ。

また、学校司書の専門性は本則に明記されず、文科省報告での学校図書館像は学習指導要領との結びつきが大変強く、教科書の副教材的資料を提供するだけの図書館像が見える。

問題は、学校図書館の「図書館資料を収集し提供

する」という〈図書館機能の根幹となる資料提供をする動き〉〈そのことで知る自由を保障する働き〉が読み取れないことだ。

学校図書館での読書も学習も情報活用も、幅広い多様な資料を自由に選ぶことができる環境と必ず資料や情報を受け取ることができる働きがその基盤になれば、子ども達の学びが狭く限定的なものになると危惧している。

「日常的に資料提供の機能がある」「一人ひとりへの資料相談に的確に応える」「子どもたちを触発する案内・発信」「授業づくりへの協力支援、単元学習を深めるための打ち合わせと支援」などが存在するのが本来の学校図書館である。

学校司書の専門性は、すべての図書館に共通する「資料提供で知る自由を保障する」ために、図書館情報学の習得が必要で、その上で学校の教育課程や子どもの成長についての知識が求められると考える。法成立後だからこそ、学校司書の専門性についてこうした実践をもっと広め、学校司書ってどんな仕事をするのかを共有し、専門性が活かせる資格・養成について論議しながら「専任・専門・正規」配置を目指していきたい。

○報告5

日本図書館協会学校図書館部会部会長

高橋恵美子 氏

学校図書館部会は、日本図書館協会の中で公共図書館部会、大学図書館部会について会員数の多い部会である。施設会員よりも個人会員が占める割合が多く、概して高校司書が多く会員となっている。課題を多く残した法改正であったが、今後の学校図書館充実のために、学校図書館部会としてできることをやっていきたい。

(2014年7月4日 日本図書館協会より表明された「学校図書館法の一部を改正する法律について(見解及び要望)」を公表。また2015年1月から「学校図書館職員問題検討会」が開催され、検討方法も含めた協議が始まった。)



9月の魚津市議会で、学校司書の職務と処遇に関する質問が出されました。

平成26年9月16日に開催された魚津市議会定例会で、「学校司書は、資料を収集、整理、保存し、児童生徒の学習活動及び授業を行う教師を援助することが大きな役割となっており、学校図書館法の改正により、さらに質の高い専門性が求められるようになった。学校司書の職務は大変多岐にわたっており、専任で資格をもった人でなければ、目的は達成できないのではないか。今後学校司書の処遇改善の予定を問いたい」とする、議員からの質問がありました。

それに対して、魚津市教育長からは

- 学校からは、教職員と学校司書のコミュニケーションや子どもたちの対応などのため、勤務時間を増やしてほしいという要望もあり、将来的には1校専任の体制を進めて、いつでも学校司書がいる環境を作っていきたいと考えている。
 - 学校図書館法の1部改正があり、学校図書館司書の重要性と役割が大きくなることから、研修会等を実施し、資質、能力の向上を図っていききたい。
 - 専門的な知識を持つ学校司書の役割は大きく、司書教諭との連携が重要と考えている。
 - 26年度は臨時職員である学校司書の自給単価の見直しを行った。今後も改善を図りたいと考えている。
- など、期待が膨らむ答弁がありました。また魚津市は、数年以内いくつかの学校の統合が行われる予定です。



立山町議会でも質問が出ました。

平成27年2月1日発行の「たてやま議会だよりNo.54」に「大規模校に専任の学校司書を」と題して、議会での質疑応答が掲載されました。

議員からは「学習指導要領では、子どもが本に親しみ、多様な情報を活用する能力が必要であることが明記され、学校図書館があらゆる面で重要になっている。町の小・中学校には、日数こそ違うが、臨時の司書が配置されている。すべての学

校に学校司書が常勤勤務で配置されることを望むが、当面、大規模校である中央小学校と雄山中学への配置ができないか」という質問が行われました。それに対して、教育長は「学校図書館は、子どもたちの情報活用能力を育成する場であり、自ら課題を立て、本から必要な情報を集め、調べ学習を行うことができる。現在、図書館司書1名が午前中に中央小学校、午後雄山中学校で毎4時間ずつ業務にあたっている。専任配置は、学校のニーズやより有効な活用などを相談しながら検討したい」と、答弁されました。

なお、富山県図書館を考える会が、平成26年11月17日に立山町議会議長宛てに提出した「学校司書配置充実のための予算化に関する陳情」は、議会から当局への意見書という形にはならず、「趣旨は理解できるが、町の学校規模を考えると、すべての小中学校に常勤で専任の司書を配置する予算化については難しい」という理由で「趣旨採択」という形になりました。

けれども、大規模校の1校専任に向け、地域住民や議員の方々、さらに行政当局の皆さまのご尽力は大変に力強いものでした。「来年度こそはきつと」と、思わずにはられません。



富山市子ども読書推進計画が策定されました。

10月に開催された策定委員会を経て、11月10日～12月10日の期間に134通のパブリックコメントが寄せられました。そのうち、「各校すべてに1校専任で配置を」という意見が123通、「増員を望む」2通、「毎日学校司書がいて嬉しい」2通、「勤務時間を増やしてほしい」1通、「勤務時間の見直しを」1通など、学校司書の配置改善を求める意見がたくさん寄せられました。

結果、「学校司書の配置、勤務時間の在り方について検討を進めていきます」という、パブリック前の案にある「研究」という記述から、1歩だけ進めた表現になりました。「研究」は何もしないということ、「検討」は何かするという意味だと、以前にある議員さんから聞いたことがあります。「何か」を進めていただきたいものです。



快挙！！ 滑川市で13年ぶりに 1名増員です。

2年前に策定された子ども読書推進計画に「各校に専任の学校図書館司書が配置されることが望ましい」と明記されていた滑川市で、1名の増員が図られました。

9校で5名配置になりますから、1校専任校が実現するようです。現場で地道に仕事を見せて来られた学校司書や先生方、地域住民の方々、議会と行政当局のお力添えに深く感謝いたします。